

岐阜県公報

目次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 七八九
(同) 七九〇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
介護保険指定居宅サービス事業所の指定
介護保険指定居宅サービス事業所の廃止
介護保険指定居宅介護支援事業所の指定
介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止
介護保険指定介護予防サービス事業所の指定
介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止
介護保険法における介護老人保健施設の開設許可
県営土地改良事業の変更計画の決定
公共測量の実施

(環境生活政策課) 七九一
(高齢福祉課) 七九一
(同) 七九二
(同) 七九三
(同) 七九三
(同) 七九三
(同) 七九三
(同) 七九四
(同) 七九五
(農地整備課) 七九五
(用地課) 七九五

告 示

岐阜県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	本 関 本 巢 線	本巢市外山字金坂六四九番一地从先から同市金原字金坂一五八番一地向先まで	七・八 三・八	一三・五 六・三・六	八五・〇 八五・〇	

岐阜県告示第七百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
和美濃加茂良線		郡上市八幡町野々倉字岩鼻一〇九二番一地从先から		同 市同 町同 字同 一〇九〇番一地从先まで		別前変区域 後更		ル(員敷地)メイトの幅		ル(員延)メイトの長		備考
三・六	七・二	二・五・八	七・二	二・五・八	七・二	二・五・八	三・六	七・二	二・五・八	七・二	二・五・八	

岐阜県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
可児山線		加茂郡七宗町神淵字捻藤三二二〇番一地从先から		同 郡同 町同 字同 三二二〇番一地从先まで		別前変区域 後更		ル(員敷地)メイトの幅		ル(員延)メイトの長		備考
三・〇	三・七	二・五・〇	三・七	二・五・〇	三・七	二・五・〇	三・〇	三・七	二・五・〇	三・七	二・五・〇	

岐阜県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考
前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	
多治見線		土岐市下石町字西山三〇四番一八八地先から		同 市同 町字同 三〇四番一八八地先まで		別前変区域 後更		ル(員敷地)メイトの幅		ル(員延)メイトの長		備考
九・〇	一〇・〇	一・五・〇	一〇・〇	一・五・〇	一〇・〇	一・五・〇	九・〇	一〇・〇	一・五・〇	一〇・〇	一・五・〇	
土岐南線		土岐市下石町字西山三〇四番九二四地先から		同 市同 町字同 三〇四番九二四地先まで		別前変区域 後更		ル(員敷地)メイトの幅		ル(員延)メイトの長		備考
三・五	三・五	三・四・〇	三・五	三・四・〇	三・五	三・四・〇	三・五	三・五	三・四・〇	三・五	三・四・〇	

岐阜県告示第七百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月十九日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延(メ)長 ル)ト	供用開始 の 期 日	備(区域)考 定又は 示年更 の告 日
県道	本 関 本 巢 線	本巢市金原字金坂一五八番一 地先から 同 市 同 字 観 音 堂 三 三 一 番 二 地 先 まで	三 四 三 . 〇	平成 二 六 . 二 . 二 九	平成 二 六 . 四 . 一

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子育て支援センター「童思館」
- 三 代表者の氏名 直野 武志
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市川台東野二七九一番地一〇一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域におけるすべての子ども達、特に障がいのある子ども達とその家族に対して、養育や療育、

教育などの広範囲に渡り、子育て支援に関する事業を行い、子ども達の健全育成と地域福祉の増進を図り、さらには障がいのある子ども達がすべての子ども達や市民と共生するまちづくりを推進し、地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フラップハウス
- 三 代表者の氏名 今井 哲夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市御厩野一九八九番地四
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、職業訓練に関する事業を行い、障害者雇用拡大に寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	指 定 年 月 日

株式会社 ウ イツクス	心音ケアセン ター瑞浪	瑞浪市樽上町二丁目四五番 四	短期入所 生活介護	平成 二六・二・一
特定非営利活 動法人 はな たま	シヨートステ イはなたま	美濃加茂市牧野字鳥屋野三 一四	短期入所 生活介護	平成 二六・二・三
社会福祉法人 三輪会	シヨートステ イヤマガタ	山県市高木一三六〇二	短期入所 生活介護	平成 二六・二・元
医療法人社団 有本整形外科 科	有本整形外科 リハビリ・ ケアセンター	加茂郡川辺町石神字下迫間 二五七	通所リハ ビリテー ション	平成 二六・二・一
株式会社サ ー	まりあんヴイ ラデイサービ スセンター	瑞穂市牛牧字細道一〇七 番一	通所介護	平成 二六・二・一
株式会社 ウ イツクス	心音ケアセン ター瑞浪	瑞浪市樽上町二丁目四五番 四	通所介護	平成 二六・二・一
株式会社 悠	デイサービス つくしんぼひ だ	土岐市肥田町肥田一六五四	通所介護	平成 二六・二・一
株式会社ケア ワーク・ジャ パン	さくらガーデ ニー	高山市一之宮町五五六五番 地	通所介護	平成 二六・二・一
株式会社サン ハウス	デイサービス 縁楽 揖斐川 屋敷一四七五番地一	揖斐郡揖斐川町北方字親戸 屋敷一四七五番地一	通所介護	平成 二六・二・一
合同会社カイ ト	ケアトレ倶楽 部ともき	中津川市手賀野四二三番地 の一	通所介護	平成 二六・二・一
株式会社ハビ ネスタイル	株式会社ハビ ネスタイル	揖斐郡大野町公郷三〇〇九 一	福祉用具 貸与	平成 二六・二・一
ニホン美術印	サルビア ケ	大垣市西外側町二丁目一五	福祉用具	平成
株式会社 ラ	株式会社サ ー	瑞穂市牛牧字細道一〇七 番一	訪問介護	平成 二六・二・一
株式会社 ウ イツクス	心音ケアセン ター瑞浪	瑞浪市樽上町二丁目四五 四	訪問看護	平成 二六・二・一
株式会社ハビ ネスタイル	株式会社ハビ ネスタイル	揖斐郡大野町公郷三〇〇九 一	特定福祉 用具販売	平成 二六・二・一
ニホン美術印 株式会社	サルビア ケ	大垣市西外側町二丁目一五	特定福祉 用具販売	平成 二六・二・五
株式会社 ラ	株式会社サ ー	瑞穂市牛牧字細道一〇七 番一	訪問看護	平成 二六・二・一
社会福祉法人 和光会	訪問看護ステ ーション北方 方二階	本巣郡北方町柱本三丁目九 〇番地ファミリーコート北 方二階	訪問看護	平成 二六・二・一
医療法人以仁 会	ケアサービス 蘭花	高山市国府町三川一四四 番地二	訪問介護	平成 二六・二・〇
合同会社あさ ひ	あさひケアス テーション関	関市西本郷通三丁目八二 〇コーポ田園二〇二号室	訪問介護	平成 二六・二・一
産株式会社 ヤマノウチ物 産株式会社	えがお	不破郡垂井町表佐七〇九番 一	訪問介護	平成 二六・二・一
株式会社 ウ イツクス	心音ケアセン ター瑞浪	瑞浪市樽上町二丁目四五番 四	訪問介護	平成 二六・二・一
株式会社 ラ	株式会社サ ー	瑞穂市牛牧字細道一〇七 番一	訪問看護	平成 二六・二・一
株式会社 ウ イツクス	心音ケアセン ター瑞浪	瑞浪市樽上町二丁目四五 四	訪問看護	平成 二六・二・一
株式会社ハビ ネスタイル	株式会社ハビ ネスタイル	揖斐郡大野町公郷三〇〇九 一	特定福祉 用具販売	平成 二六・二・一
ニホン美術印 株式会社	サルビア ケ	大垣市西外側町二丁目一五	特定福祉 用具販売	平成 二六・二・五

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅

サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社オース	大森訪問介護サービス	大垣市世安町二丁目二五	訪問介護	平成二六・二・三〇
特定非営利活動法人こきげんさん	テイクケアこきげんさん	可児市長坂八丁目一九八番地	訪問介護	平成二六・二・三〇
社会福祉法人 浩仁会	療養デイサービスセンター 桜坂	揖斐郡大野町野四七九番地	通所介護	平成二六・二・二七
特定非営利活動法人こきげんさん	デイハウスこきげんさん	可児市長坂八丁目一九八番地	通所介護	平成二六・二・三〇
愛岐商事株式会社	ケアセンター「夢眠」おおがき	大垣市三津屋町一丁目六四	短期入所生活介護	平成二六・二・三〇

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社 ウィックス	心音ケアセンター 瑞浪	瑞浪市樽上町一丁目四五番四	居宅介護支援	平成二六・二・一
社会福祉法人 フェニックス	フェニックス在宅相談センター	各務原市鷺沼各務原町六丁目五〇番地	居宅介護支援	平成二六・二・四

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定医療法人 フェニックス	鷺沼中央クリニックス介護保険相談センター	各務原市鷺沼羽場町三丁目三三番地一	居宅介護支援	平成二六・二・三
特定非営利活動法人こきげんさん	西可児こきげんさん 居宅介護支援事業所	可児市長坂八丁目一九八番地	居宅介護支援	平成二六・二・三〇

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法

第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期日
株式会社 ウィックス	心音ケアセン ター瑞浪	瑞浪市梅上町二丁目四五番 四	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二六・二・一
特定非営利活 動法人 はな たま	シヨートステ イはなたま	美濃加茂市牧野字鳥屋野三 一一四	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二六・二・三
社会福祉法人 三輪会	シヨートステ イヤマガタ	山県市高木一三六〇 二	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二六・二・元
医療法人社団 有本整形外 科	有本整形外科 リハビリ・ ケアセンター	加茂郡川辺町石神字下迫間 二五七 一	介護予防 通所リハ ビリテー ション	平成 二六・二・一
株式会社 ウィックス	心音ケアセン ター瑞浪	瑞浪市梅上町二丁目四五番 四	介護予防 通所介護	平成 二六・二・一
株式会社 悠	デイサービス つくしんぼひ だ	土岐市肥田町肥田一六五四	介護予防 通所介護	平成 二六・二・一
株式会社サン ハウス	デイサービス 縁楽 揖斐川	揖斐郡揖斐川町北方字親戸 屋敷一四七五番地一	介護予防 通所介護	平成 二六・二・一
合同会社カイ ト	ケアトレ倶楽 部ともき	中津川市手賀野四二三番地 の一	介護予防 通所介護	平成 二六・二・一

株式会社ハビ ネスタイル	株式会社ハビ ネスタイル	揖斐郡大野町公郷三〇〇九 一	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二六・二・一
ニホン美術印 刷株式会社	サルビア ケ ア	大垣市西外側町二丁目一五	介護予防 福祉用具 貸与	平成 二六・二・五
ヤマノウチ物 産株式会社	えがお	不破郡垂井町表佐七〇九番 一	介護予防 訪問介護	平成 二六・二・一
合同会社あさ ひ	あさひケアス テーション	関市西本郷通三丁目八 二 〇コーボ田園二〇二号室	介護予防 訪問介護	平成 二六・二・一
医療法人以仁 会	ケアサービス 蘭花	高山市国府町三川一四四 番地二	介護予防 訪問介護	平成 二六・二・〇
社会福祉法人 和光会	訪問看護ステ ーション北方	本巣郡北方町柱本三丁目九 〇番地ファミリーコート北 方二階	介護予防 訪問看護	平成 二六・二・一
株式会社ハビ ネスタイル	株式会社ハビ ネスタイル	揖斐郡大野町公郷三〇〇九 一	特定介護 予防福祉 用具販売	平成 二六・二・一
ニホン美術印 刷株式会社	サルビア ケ ア	大垣市西外側町二丁目一五	特定介護 予防福祉 用具販売	平成 二六・二・五

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃 年月日
株式会社オーズ	大森訪問介護サービス	大垣市世安町二丁目二五	介護予防 訪問介護	平成 二六・二・三〇
特定非営利活動法人こぎげんさん	テイクケアこぎげんさん	可児市長坂八丁目一九八番地	介護予防 訪問介護	平成 二六・二・三〇
特定非営利活動法人こぎげんさん	デイハウスこぎげんさん	可児市長坂八丁目一九八番地	介護予防 通所介護	平成 二六・二・三〇
愛岐商事株式会社	ケアセンター「夢眠」おおがき	大垣市三津屋町二丁目六四	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二六・二・三〇

介護保険法における介護老人保健施設の開設許可

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定に基づき、同法第八条第二十五項に定める介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

開設者の名称 又は氏名	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	許 年月日
特定医療法人フェニックス	介護老人保健施設リハトピア・フェニックス	各務原市鷺沼各務原町六丁目五〇番地	介護老人 保健施設	平成 二六・二・四
特定医療法人フェニックス	介護老人保健施設リハトピア・フェニックス	各務原市鷺沼各務原町六丁目五〇番地	介護老人 保健施設	平成 二六・二・四
特定医療法人フェニックス	介護老人保健施設ハートビ	各務原市鷺沼各務原町六丁目五〇番地	介護老人 保健施設	平成 二六・二・四

ス	ア・フェニックス		
---	----------	--	--

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
おおの地区	大野町役場 野川町役場 斐川町役場 神戸町役場	平成二六・一二・二九 平成二七・一一・二七

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により羽島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
羽島市
- 二 作業種類
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）
- 三 作業期間
平成二十六年十月二十四日から

同 二十七年三月二十七日まで
作業地域
羽島市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十二月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十六年十二月八日から

同 年同 月二十六日まで

四 作業地域

可児市光陽台地区

平成二十六年十二月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社